

財政援助団体の監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 5 年 2 月 28 日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 善波 宣雄

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査

2. 監査実施日

令和 5 年 1 月 19 日（木）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 善波 宣雄

4. 監査の対象

対象団体 一般社団法人 二宮町シルバー人材センター

所管課 健康福祉部高齢介護課

5. 監査の着眼点

二宮町が交付した令和 3 年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について、本監査は補助金が目的に沿って有効・適正に使われているか、どのような費用対効果があったか、適正な業務運営が実施されているか等、事業成果及び今後の運営に対する課題等に主眼を置いて監査を実施した。

6. 監査の実施内容

監査にあたり事前に提出された資料に基づき、担当課や補助団体への聞き取りを実施した。本監査では概要説明を受けた後、質疑応答を行い、監査を実施した。

7. 補助金交付団体の概要

一般社団法人 二宮町シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業

又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のために、就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、社会参加による生きがいや連帯感を高めることを目的に設立された。

8. 補助金の執行状況

本補助金は、事務局職員賃金・手当等、事務機器賃借料及びシステム使用料等の支出に充当している。

9. 監査結果

補助金に係る出納その他の事務は、関係法令に基づき適正に処理されており、補助金の使途も適正であると認められた。

今後は、デジタル技術を取り入れた取組みを進め、職種の拡大を図るとともに、広報誌による PR 方法にも工夫をしながら、高齢者の雇用の確保に努められたい。

以上